



令和7年度
(令和6年度実施)

高知県公立学校 教員採用候補者選考審査 募集要項



高知県教育委員会
令和6年3月8日

令和7年度(令和6年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査 昨年度からの変更点



NEW 1. 日程の変更 (⇒ P.6～)

- 第1次審査(高知会場・関西会場) 令和6年6月1日(土)
筆記審査(教職・一般教養、専門教養)
- 第2次審査(高知市・周辺) 令和6年7月27日(土)～8月18日(日)までの指定する日
面接審査、実技審査

NEW 2. 年齢制限の緩和 (⇒ P.4)

- 全選考・全校種・全教科を対象に、年齢制限を49歳から60歳に緩和します。

NEW 3. 免除制度の拡大 (⇒ P.10・P.11)

- 臨時教員への免除を拡大(出願時に、本県の任期付教員又は臨時教員としての配置が条件)
 - ・ 第1次審査の全部免除の条件を拡大
対象を前年度の第1次審査合格者から、直近3年間の第1次審査合格者に拡大します。
⇒ 加えて、専門教養の受審自体も不要とします。
 - ・ 第1次審査の一部免除の条件を拡大
直近4年間の期間を撤廃し、本県の国・公立学校臨時経験が通算24月以上ある方は、第1次審査の一部(教職・一般教養)を免除します。

NEW 4. 適性検査の廃止 (⇒ P.6)

- 第1次審査において、適性検査を廃止します。

NEW 5. 実技審査の廃止(理科) (⇒ P.8)

- 第2次審査において、理科の実技審査を廃止します。

NEW 6. 名簿登載期間延長による社会人出願枠の新設 (⇒ P.14)

- 教員免許を取得していない方でも受審可能とし、合格後は教員免許を取得するために、最大3年間名簿登載期間を延長します。

NEW 7. その他

- 現職・元職教員特別選考において、過去に教員として勤務していた方(元職)の受審資格である経験年数を3年に短縮します。(⇒ P.16)
- 全校種の受審者が、特別支援学校教諭(小学部、中・高等部)を第2希望として併願できます。(⇒ P.3)
- 妊娠等により、採用後、就職が困難な方は、名簿登載期間を翌年度末まで延長することが可能となります。(⇒ P.18)

目 次

1 審査の対象となる校種・職種及び教科等 … P 3	13 名簿登載期間の延長による社会人出願 …… P 14
2 受審資格 …………… P 4	14 大学院（教職大学院を含む）修士課程の 名簿登載期間延長 …………… P 15
3 出願の手続 …………… P 4	15 大学等推薦特別選考 …………… P 15
4 第1次審査 …………… P 6	16 現職・元職教員特別選考 …………… P 15
5 第2次審査 …………… P 7	17 障害者特別選考 …………… P 16
6 受審時の主な注意事項 …………… P 9	18 育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る 任期付教員採用候補者選考審査 …………… P 17
7 各審査の配点 …………… P 9	19 選考審査結果の通知及び採用候補者名簿 への登載 …………… P 17
8 台風等悪天候における審査日程の変更 （予定） …………… P 10	20 給与 …………… P 17
9 第1次審査の免除 …………… P 10	21 選考審査結果の情報提供 …………… P 18
10 第1次審査の一部（教職・一般教養審査） 免除 …………… P 11	22 その他の留意事項等 …………… P 18
11 特定の資格等による加点 …………… P 11	
12 社会人特例出願 …………… P 13	

出願受付期間 令和6年3月25日（月）から4月15日（月）まで
 各種の申請に係る提出書類を郵送する場合は、4月15日までの消印のあるもので、4月17日までに届いたものまで有効とします。

第1次審査日 令和6年6月1日（土）

第2次審査日 令和6年7月27日（土）から8月18日（日）までの指定する日（「5 第2次審査」参照）

【申込先・問い合わせ先】
 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52（高知県庁西庁舎2階）
 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903
 教職員・福利課採用担当メールアドレス saiyo@ken.pref.kochi.lg.jp
 教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310601/>
 教員採用審査出願サイト https://secure.bsmrt.biz/pref_kochi_kyouiku/u/job.php?job_pages_code=1

審査日程や審査内容等を変更する場合があります。その場合は、教職員・福利課ホームページ又は「教員採用審査申込システム」（以下、「システム」という。）に登録した志願者の個人専用ページ（以下、「マイページ」という。）に随時お知らせしますので、必ず確認してください。

○採用までのスケジュール（令和6年度実施）

令和6年										令和7年			
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
募集要項配布開始・採用説明会 3月上旬～4月中旬	出願受付期間 3月25日～4月15日		第1次審査（高知会場・関西会場） 6月1日 第1次審査結果通知 6月28日	第2次審査 7月27日～8月18日までの指定する日		教員採用候補者名簿登載者発表（第1回） 9月20日	任期付教員採用候補者名簿登載者発表（第1回） 教員採用候補者名簿登載者発表（第2回） 10月25日			任期付教員採用候補者名簿登載者発表（第2回） 教員採用候補者名簿登載者発表（第3回） 1月17日		人事異動発表 採用予定通知 3月上旬	採用 4月1日

1 審査の対象となる校種・職種及び教科等

校種・職種	教科・部	採用予定数		
		正規教員		任期付教員
		一般選考	障害者特別選考	
小学校教諭		130名程度	1名程度	15名程度
中学校教諭	社会、数学、保健体育、英語	各教科7名程度	1名程度	9名程度
	音楽	5名程度		
	国語、理科	各教科4名程度		
	美術、技術、家庭	各教科2名程度		
高等学校教諭	工業（機械）	9名程度	1名程度	1名程度
	国語、数学、理科、工業（電気・電子）	各教科4名程度		
	家庭、情報	各教科2名程度		
	地理歴史、公民、音楽、美術、書道 保健体育、英語、工業（化学）、商業 水産（機関）、水産（航海）、福祉	各教科1名程度		
特別支援学校教諭	小学部	8名程度	1名程度	1名程度
	中学部・高等部	10名程度		
小学校・中学校養護教諭		10名程度		6名程度
県立学校養護教諭		1名程度		
小学校・中学校栄養教諭		3名程度		2名程度
現職・元職教員特別選考 小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 小学校・中学校養護教諭	募集教科、採用予定数等については、P15に記載。			

- 注 1 日本国籍を有しない者は、任期を付さない常勤の講師とします。
- 2 中学校教諭については、小学校教諭を第2希望とすることができます。ただし、小学校教諭の普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者に限ります。
- 3 高等学校教諭（「情報」以外）については、高等学校教諭「情報」を第2希望とすることができます。ただし、高等学校教諭「情報」の免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者に限ります。
- 4 高等学校教諭「数学」は、中学校教諭「数学」を、また、高等学校教諭「理科」は、中学校教諭「理科」を、それぞれ第2希望とすることができます。ただし、「2 受審資格」(1)②を満たす者に限ります。
- NEW** 5 全校種・教科の受審者が、特別支援学校小学部教諭または特別支援学校中学部・高等部教諭を第2希望とすることができます。ただし、「2 受審資格」(1)④または⑤を満たす者に限ります。
- 6 中学校教諭及び小学校・中学校養護教諭については、県立中学校に配置される場合があります。
- 7 特別支援学校教諭については、県立学校以外の特別支援学校に配置される場合があります。
- 8 小中学校9年間を見通した教育の推進のため、小学校教諭、中学校教諭、小学校・中学校養護教諭及び小学校・中学校栄養教諭については、市町村立の義務教育学校や、他校種へ配置される場合があります。また、同様の趣旨から、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の普通免許状をすでに所有している（取得見込みを除く。）受審者に対して、加点制度を設けています。
- 9 障害者特別選考については、該当する校種等での募集とします。（詳細は「17 障害者特別選考」を参照してください。）
- 10 任期付教員は、出願時に「希望する」とした者を対象に、正規教員の選考と並行して選考を行います。任期付教員は、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置します。（詳細は「18 育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査」を参照してください。）

2 受審資格

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者としてします。

- (1) 受審する校種・職種等に応じ、次の①から⑦までに定める普通免許状（ただし、教員免許更新制において令和7年4月1日時点で有効な普通免許状*とする。以下同じ。）のいずれかを有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者

* 教員免許更新制において、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日以降となっている場合、もしくは令和4年6月30日時点で旧免許状が休眠状態となっている場合、又は令和4年7月1日以降に新しく免許を取得している場合

- ① 小学校教諭：小学校教諭の普通免許状
- ② 中学校教諭：中学校教諭の普通免許状（該当教科）
- ③ 高等学校教諭：高等学校教諭の普通免許状（該当教科）
なお、「水産（機関）」及び「水産（航海）」については、「水産」又は「商船」の普通免許状とします。
- ④ 特別支援学校小学部教諭：次のアとイの両方の普通免許状
ア 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状
イ 小学校教諭の普通免許状
- ⑤ 特別支援学校中学部・高等部教諭：次のアとイの両方の普通免許状
ア 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状
イ 中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの普通免許状（該当教科）
- ⑥ 小学校・中学校又は県立学校養護教諭：養護教諭の普通免許状
- ⑦ 小学校・中学校栄養教諭：栄養教諭の普通免許状

NEW

- (2) 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

3 出願の手続

出願は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課（以下「教職員・福利課」という。）のホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、出願受付期間内に送信してください。パソコンやスマートフォンでインターネットに接続することができない者は、令和6年4月1日（月）までに教職員・福利課に電話で問い合わせてください。

- (1) 出願受付期間

令和6年3月25日（月）8時30分から4月15日（月）17時15分まで

※ (6)に掲げる提出書類を郵送する場合、4月15日（月）までの消印のあるもので、4月17日（水）までに届いたものは受理します。

- (2) 出願は、「仮登録」と「本登録」の2段階方式となっています。出願受付期間内に次の作業を行ってください。
まず、仮登録を行い、ID番号とパスワードを取得します。次に、システムのマイページにログインして「本登録」を行ってください。ID番号とパスワードは受審番号の確認等、以後の手続きにも必要ですので、必ず控えておいてください。
- (3) 「本登録」は、申込書の登録、証明写真データの登録を済ませて完了となります。
「本登録」が完了したら、登録されたメールアドレスに「受付完了」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず出願受付期間内に教職員・福利課に問い合わせてください。
- (4) 出願方法等に関する問い合わせは、出願受付期間内の8時30分から17時15分まで受け付けます。（ただし、12時から13時までの時間帯並びに土曜日及び日曜日を除く。）
- (5) 出願受付期間内に「本登録」が完了しなかった場合は、受審できません。

出願受付期間内は24時間出願を受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、出願受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがありますので、余裕をもって申込みを行ってください。

なお、使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(6) 提出書類

次の①から⑧に申請をする場合は、それぞれ該当する書類を出願受付期間内に(7)の提出先に郵送又は持参してください。(出願受付期間内に提出された書類のみ受理します。また、提出された書類等は返却しません。)

- ① 障害者特別選考を申請する者
○障害者特別選考申請書(様式1)
 - ② 直近3年間の第1次審査合格者又は任期付教員名簿登載者を対象とした第1次審査免除を申請する者及び臨時教員による第1次審査の一部免除を申請する者
○臨時教員経験等による免除申請書(様式2)
 - ③ 現職教員・元教員を対象とした第1次審査免除を申請する者
○現職・元教員の免除申請書(様式3)
 - ④ 現職・元職教員特別選考を申請する者
○現職・元職教員特別選考申請書(様式4)
○実績調書(現職・元職教員特別選考)(様式5)
 - ⑤ 社会人経験による第1次審査の一部免除又は社会人特例出願を申請する者
○社会人経験による免除申請書(様式6)
○実績調書(社会人経験による免除)(様式7)
 - ⑥ 加点の申請をする者
○加点申請書(様式8)
 - ⑦ 指定を受けた大学等から推薦のあった者
○大学等推薦特別選考申請書(様式9)
 - ⑧ 大学3回生等を対象とした事前認定選考審査の合格者で第1次審査の一部免除を申請する者
○事前認定選考審査合格による免除申請書(様式10)
- ※ 申請の条件については、本要項内の該当項目にて確認してください。

(7) 提出書類の受付

提出先 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52(高知県庁西庁舎2階)
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当
郵送の場合は、封筒の表に受審する『校種・職種・教科』及び『採用審査に係る申請書在中』と朱書してください。郵便事故に対応するため、簡易書留による郵送を推奨します。
宅配便は不可とします。

(8) 募集要項の配布・請求

配布場所：教職員・福利課、高知県庁本庁舎玄関ホール募集要項コーナー、高知県教育センター、高知県教育事務所(東部、中部、西部)、高知県事務所(東京、大阪、名古屋)
ホームページアドレス：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310601/>(教職員・福利課)

郵送による請求：あて先を明記し、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒)を同封して、封筒の表に「教員採用募集要項請求」と朱書し、教職員・福利課へ請求してください。(請求後、送達まで約10日間の期間を見込んでください。)

(9) 受審票の交付

受審票は、5月17日(金)に交付を予定しています。登録されたメールアドレスに「受審票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受審票をダウンロードしてA4サイズ用の紙に印刷してください。

なお、5月24日(金)までに電子メールが届かない場合は、教職員・福利課へ問い合わせてください。

印刷した受審票は、記載内容を確認し、確認した年月日を記入のうえ、受審者本人が署名して審査日に必ず持参してください。受審票を忘れた場合は、受審できないことがあります。

4 第1次審査

NEW

- (1) 日時 令和6年6月1日(土) 9時00分までに審査室に入室してください。審査室には8時30分から入室できます。
連絡・審査：9時00分から12時00分まで(予定)

(2) 内容

審査区分	審査時間	内 容
専門教養	9:20~10:20	教科、領域の専門教養に関するもの
教職・一般教養	10:45~11:45	教員として必要な教職教養や一般教養に関するもの

NEW

※本審査より適性検査を廃止します。

- 1 専門教養審査は、大学卒業程度の問題と学習指導要領に示されている内容の問題をあわせて出題します。
- 2 特別支援学校小学部教諭の専門教養審査は、小学校教諭と原則同一問題としますが、一部を特別支援教育に関する問題とします。
- 3 特別支援学校中学部・高等部教諭の専門教養審査は、中学校教諭又は高等学校教諭で実施する教科と原則同一問題としますが、一部を特別支援教育に関する問題とします。
- 4 高等学校教諭の「地理歴史」、「公民」及び「理科」の専門教養審査は、次のとおりです。
 - ・地理歴史については日本史、世界史、地理を合わせた共通問題とします。
 - ・公民については倫理、政治・経済を合わせた共通問題とします。
 - ・理科については物理、化学、生物、地学を合わせた共通問題とします。

- (3) 会場 (「7ページ(5) 第1次審査における審査会場案内図」を参照してください。)

校種・職種	会 場	
小学校教諭	高知県立高知小津高等学校 高知市城北町1-14	【連絡先】 教職員・福利課 088-821-4903 審査当日の連絡先 090-4978-4903
高等学校教諭		
特別支援学校小学部教諭		
特別支援学校中学部・高等部教諭		
小学校教諭、中学校教諭(保健体育を除く)、特別支援学校小学部教諭のうちの希望者	【関西会場】 大和大学 大阪府吹田市片山町2-5-1	※審査会場へは 連絡をしないで ください。
中学校教諭	高知県立高知丸の内高等学校 高知市丸ノ内2-2-40	
小学校・中学校養護教諭		
県立学校養護教諭		
小学校・中学校栄養教諭		

※本審査より関西会場での中学校教諭(保健体育)と小学校・中学校養護教諭の審査はありません。

※小学校教諭、中学校教諭(保健体育を除く)、特別支援学校小学部教諭のうち関西会場での受審を希望をする者は、出願の際、入力フォームの「受審地」の項目で関西会場を選択入力してください。

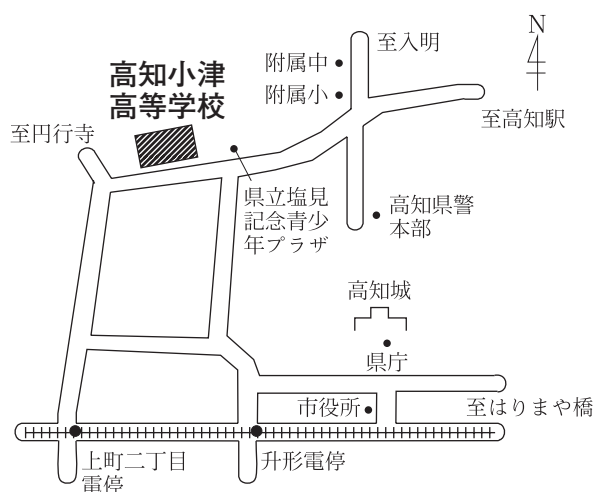
※なお、関西会場は、会場の定員に限りがあります。本申込み終了順に受入れを行い、定員になり次第高知会場への会場変更の案内をすることがあります。

- (4) 携帯品
- ・受審者全員：受審票、筆記用具、筆記審査鉛筆 [HB] (ボールペンは使用できません。)
 - ・高知小津高等学校及び高知丸の内高等学校での受審者：上履き及び「靴を入れる袋」
 - ・「商業」の受審者：電卓(計算機能のみのものに限る。)
 - ・「工業」の受審者：関数電卓(ただし、音及び記録紙が出ないもので、プログラム機能がないものに限る。)

(5) 第1次審査における審査会場案内図

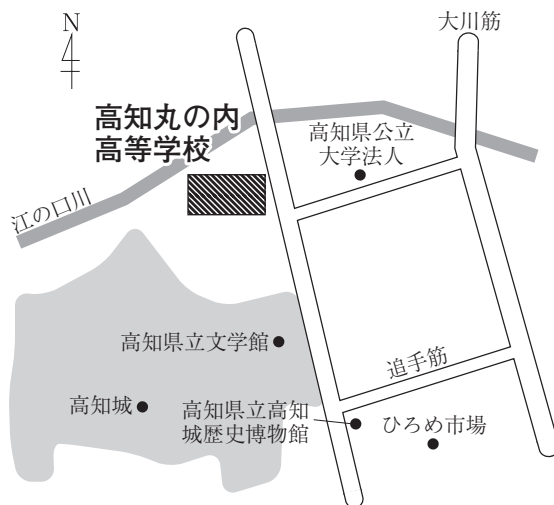
高知県立高知小津高等学校

(小学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校小学部教諭、特別支援学校中学部・高等部教諭の審査会場)



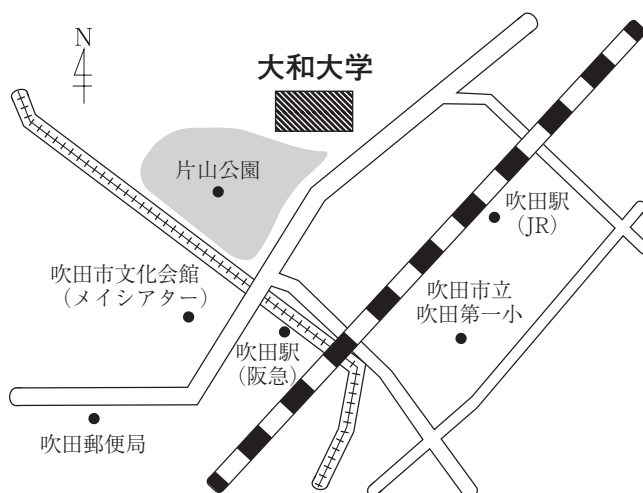
高知県立高知丸の内高等学校

(中学校教諭、小学校・中学校養護教諭、県立学校養護教諭、小学校・中学校栄養教諭の審査会場)



大和大学

(小学校教諭、中学校教諭(保健体育を除く)、特別支援学校小学部教諭の受審者のうち、関西会場での受審を希望する者の審査会場)



5 第2次審査 【実技審査、面接審査：7月27日(土)から8月18日(日)までの指定する日】

第2次審査は、第1次審査合格者及び第1次審査免除者を対象に実施します。

提出書類(詳細は、第1次審査の結果通知及び第2次審査受審案内の際にマイページにお知らせします。)

- ・自己評価書
- ・申告書
- ・実技調書(小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭受審者のみ)

提出期限 令和6年7月10日(水) 必着

(1) 実技審査：8月16日（金）

【対象校種・教科】

- 中学校教諭の音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語
- 高等学校教諭の音楽・美術・書道・保健体育・家庭・英語
- 特別支援学校中学部・高等部教諭の音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語（注1）

※実技審査の時間、場所等の詳細については、第1次審査の結果通知等の際にマイページにお知らせします。

実施日	校種・教科	内 容	携 帯 品 等	
令和6年8月16日（金）	中学校 技術	◇「材料と加工の技術」「エネルギー変換の技術」に関する基礎的・基本的な実技	筆記用具、作業のできる服装	
	中学校・高等学校	音楽（注2）	◇弾き歌い 「浜辺の歌」 林 古溪 作詞 成田 為三 作曲 ◇箏による演奏 「六段の調」 八橋 検校 作曲 ※「初段」のみ演奏する。 ◇専攻等の演奏	箏による演奏の楽譜、爪（箏は審査会場に設置済。） ピアノ以外の演奏の楽器 専攻等の演奏の楽譜
		美術	◇着彩写生 （鉛筆写生をし、水彩絵の具による着彩を行う）	着彩写生に必要な道具等 ※モチーフ、イーゼル、カルトン、押しピン、画用紙は、主催者が準備
		英語	◇英語によるグループ・ディスカッション 与えられたテーマについて、グループでディスカッションを行った後、発言内容に関する質問に答える。	筆記用具
		家庭	◇被服・食物に関する基礎的・基本的な実技	裁縫道具一式、ものさし（30cm程度のもの）、エプロン、三角巾、手ふきタオル
		保健体育	◇専門実技 （種目：バドミントン、ハードル走、マット運動、柔道）※内容は当日指定する。	運動のできる服装、体育館用運動靴 タオル
高等学校 書道	◇書道全般の実技 （漢字・仮名・漢字仮名交じりの書）	半紙から半切までの大きさのものが書ける、書道用具一式 ※教科書及び参考図書類の持ち込みは不可		

NEW

※本審査より理科の実技審査を廃止します。

注1 特別支援学校中学部・高等部教諭の実技審査については、次のとおりです。

「技術」は、中学校教諭と同じ内容です。

「音楽」、「美術」、「家庭」、「保健体育」及び「英語」は、中学校教諭及び高等学校教諭と同じ内容です。

注2 「音楽」の受審者は、次の点に留意して受審してください。

① 弾き歌い

楽譜は、各自が持参し（提出は不要）、ピアノ伴奏を付けて歌うこと。

② 箏による演奏

ア 演奏時間は、調弦の時間を含めて4分以内とすること。

イ 楽譜を2部用意し、当日審査員に2部とも提出すること。

（自分用の楽譜は、自分で準備又は暗譜も可）

③ 専攻等の演奏

ア 演奏時間は、5分以内とすること。

イ 声楽、ピアノ、管弦打楽器、和楽器、作曲、楽理等の専攻等（大学等での専攻以外の演奏も可とする。）において、任意の楽曲を演奏すること。

ウ ピアノ以外の楽器及び声楽による演奏の場合は、事前に録音したものを再生する機器等を伴奏に用いることもできる。再生する機器等は持参すること。

エ 一人で搬入することのできない大型の楽器の使用については、審査の運営に支障をきたす場合もあるので、申込みの際に教職員・福利課まで事前に申し出ること。

オ 演奏する楽曲の楽譜を2部用意し、当日審査員に2部とも提出すること。（自分用の楽譜は、自分で準備又は暗譜も可）

※ 暗譜で演奏することによって実技得点の評価に影響することはありません。

(2) 面接審査：7月27日（土）・28日（日）、8月17日（土）・18日（日）

実施日	時間	区分	内容
令和6年 7月27日（土） 7月28日（日）	8：00 ～ 17：05	小学校教諭、小学校・中学校養護教諭、小学校・中学校栄養教諭、特別支援学校小学部教諭、県立学校養護教諭	人物、教養、適性、社会性、専門性等について、模擬授業（口頭試問を含む。）、個別面接により審査します。
令和6年 8月17日（土） 8月18日（日）		中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校中学部・高等部教諭	

注 面接審査における模擬授業は、校種・職種・教科別の授業の一部を実施することとします。なお、面接審査を受審する直前に、模擬授業に向けての準備時間を設定します。

また、受審人数によって区分の校種が変更になる場合があります。（詳細は第1次審査の結果通知の際にマイページにお知らせします。）

(3) 各審査の審査会場

高知市又は周辺（会場等については、第1次審査の結果通知等の際にマイページにお知らせします。）

(4) 携帯品

受審票、筆記用具、上履き及び「靴を入れる袋」

6 受審時の主な注意事項

- (1) 高知小津高等学校と高知丸の内高等学校は土足禁止ですので、必ず上履きを持参してください。また、審査会場の靴箱は使用できませんので、靴を入れる袋等を持参してください。
- (2) 審査会場は敷地内全面禁煙です。
- (3) 審査会場内での安全確保のため、審査会場へは、受審者の送迎を含め、バイク・車の乗り入れを禁止します。また近隣住民の迷惑になりますので、周辺（周辺の公道や店舗等を含む。）への無断駐車や送迎のための審査会場近隣での一時的な駐車もご遠慮ください。（無断駐車が判明した場合、審査中でも車の移動をしてもらいます。）ただし、障害者特別選考の対象者で、車での送迎を希望する場合に限り、車の乗り入れを認めますので、障害者特別選考申請書（様式1）の「2 受審の際の配慮事項」欄に記入してください。
- (4) 審査会場のゴミ箱は利用できませんので、必ず各自でゴミを持ち帰ってください。
- (5) 審査の際は、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の情報端末の使用を禁止します。
- (6) 服装については、第1次審査、第2次審査とも、クールビズで差し支えありません。
- (7) 審査当日の連絡は、教職員・福利課携帯（090-4978-4903）に連絡してください。（教職員・福利課及び審査会場へは連絡しないでください。）

7 各審査の配点

第1次審査		第2次審査		
教職・一般教養 150点	専門教養 300点	模擬授業（実技審査実施教科）※2 200点（100点）	実技審査 （100点）	面接審査 300点
合計 450点		合計 500点		

※本審査より第2次審査の配点から専門教養を廃止します。

注 加点申請者は上記の合計得点に、それぞれ加点されます。詳しくはP11で確認してください。

※1 実技審査を実施しない教科は模擬授業を200点に換算し、実技審査を実施する教科は、模擬授業と実技審査を合わせて200点とします。

8 台風等悪天候における審査日程の変更（予定）

台風等悪天候により、公共交通機関に著しい乱れが生じるおそれがある場合、審査日程等を変更することがあります。その場合の判断は、審査実施日の前日正午までに行い、教職員・福利課ホームページでお知らせします。

6月1日（土）に実施される第1次審査は、県内会場及び関西会場のいずれか一方の会場が実施できない場合、両方の会場とも実施できない場合のいずれについても、同様の扱いとし、次のとおり翌日の午後を実施することを想定しています。

通常実施

	6/1(土)
午前	筆記

6/1(土)の実施が不可能な場合

	6/1(土)	6/2(日)
午前	筆記	
午後		筆記

翌日の午後に筆記審査を実施
(詳細は、教職員・福利課ホームページで
お知らせします。)

※地震の発生等、予測できない事由による審査日程等の変更の場合は、マイページに連絡します。

9 第1次審査の免除

「2 受審資格」を満たし、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、書類を提出すること（「3 出願の手続」の「(6) 提出書類（様式2又は3）」により第1次審査を免除し、第2次審査の対象者となります。

※本審査より専門教養審査の受審は必要ありません。

NEW

- (1) 直近3年間（令和4年度（令和3年度実施）から令和6年度（令和5年度実施））の高知県公立学校教員採用候補者選考審査のうち第1次審査（筆記審査）を受審し、一度でも合格した者で、次の①・②のいずれにも該当する者（※採用審査において、いずれも第1次審査免除者であった者は対象にはなりません。）
 - ① 直近3年間の高知県公立学校教員採用候補者選考審査で受審したものと同一校種（特別支援学校については同一部）、職種、教科（科目）の募集があり、それを受審しようとする者
 - ② 出願時に、本県の国・公立学校臨時教員として配置されている者
 - (2) 本県の任期付教員名簿登載者（任期付教員特別選考での名簿登載者（令和4年2月21日発表、令和5年2月10日発表及び令和6年2月22日発表）は除く。）で、次の①・②のいずれにも該当する者
 - ① 任期付教員として名簿登載されているものと同一校種（特別支援学校については同一部）、職種、教科（科目）の募集があり、それを受審しようとする者
 - ② 出願時に、本県の国・公立学校の任期付教員又は臨時教員として配置されている者
 - (3) 次の①・②のいずれかに該当する者。ただし、①・②のいずれとも、受審する校種（特別支援学校は各部）、職種、教科（科目）と同一であること。
 - ① 現に国・公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任期を付されていない常勤の者。）である者
 - ② 過去に国・公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任期を付されていない常勤の者。）であった者で、受審する校種、職種の職務歴が、令和6年3月31日までに通算3年以上（休職、停職の期間を除く。）ある者
- ※ (1)②・(2)②という臨時教員とは、本県の国・公立学校における常勤講師（期限付講師）又は非常勤講師（時間講師・週8時間以上）とします。
- ※ (3)においては、任期の付された教員及び地方公務員法第22条による常勤又は非常勤の講師（期限付講師、時間講師等）は含みません。
- ※ 選考の結果、(3)に係る者のうち、採用候補者名簿に登載された者は、次の書類を提出する必要があります。なお、指定する日までに提出されない場合には、採用されないことがあります。
- ①に該当する者は、在職を証明する書類（任命権者の証明印が必要）
 - ②に該当する者は、職務経験を証明する書類（発令された履歴事項の全てが記載されたもので任命権者の証明印が必要）

10 第1次審査の一部（教職・一般教養審査）免除

(1) 社会人経験による一部免除

「2 受審資格」を満たし、かつ、次の①から⑤のいずれかに該当する者は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、書類を提出すること（「3 出願の手続」の「(6) 提出書類（様式6・7）」に加えて、職務経験を証明する書類（勤務先、職名、勤務期間が記載された勤務先発行のもの（船員については船員手帳の写しも可））により、第1次審査のうち教職・一般教養審査を免除します。

- ① 高等学校教諭「情報」
令和6年3月31日現在で、「情報」と関連する企業等における職務経験が通算3年以上ある者
 - ② 高等学校教諭「工業（機械）」
令和6年3月31日現在で、「工業（機械）」と関連する企業等における職務経験が通算3年以上ある者
 - ③ 高等学校教諭「水産（機関）」、「水産（航海）」
令和6年3月31日現在で、それぞれの受審教科と関連する船舶等における職務経験が通算3年以上ある者
- ※ 上記①から③の職務経験の期間には、6月以上継続して就業した期間が該当し、複数の職務経験がある場合は、通算することができます。ただし、国・公立学校及び私立学校の正規の教員（実習助手等を含む。）であった期間、臨時教員（海技士養成機関での職務経験は含まない。）、パート又はアルバイトとして雇用された期間及び休職等の期間を除きます。

(2) 本県の臨時教員経験による一部免除

「2 受審資格」を満たし、かつ、次の①・②のいずれにも該当する者は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、書類を提出すること（「3 出願の手続」の「(6) 提出書類（様式2）」）により、第1次審査のうち教職・一般教養審査を免除します。

- ① 令和6年4月15日までに、本県の国・公立学校臨時教員として通算24月以上の勤務経験を有すること
※本審査より勤務経験の対象となる期間（直近4年間）を廃止します。
- ② 出願時に、本県の国・公立学校の任期付教員又は臨時教員として配置されている者
ここにいう臨時教員とは、本県の国・公立学校における常勤講師（期限付講師）又は非常勤講師（時間講師・週8時間以上）とし、勤務経験月数は、1日でも任用のあった月は1月として計算します。勤務経験期間は連続している必要はありません。また、異校種・異教科（部）の勤務経験を通算することができます。なお、勤務経験月数の確認のため、辞令の写しの提出を求める場合があります。

NEW

(3) 事前認定選考審査合格による一部免除

「2 受審資格」を満たし、かつ、「令和7年度採用（令和6年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査大学3年生等を対象とした事前認定選考審査」の合格者は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、書類を提出すること（「3 出願の手続」の「(6) 提出書類（様式10）」）により、第1次審査のうち教職・一般教養審査を免除します。

11 特定の資格等による加点

加点制度とは、次の「(1) 加点対象とする資格等」の①から⑬までのいずれかに該当し、その資格や実績を申請した者に対して、それぞれ点数を定め、第1次審査及び第2次審査の審査項目の合計点にそれぞれ加点するものです。ただし、加点は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、提出書類の受付期間内に、「加点申請書（様式8）」とともに、「(2) 申請に必要な書類等」の資格証明書又は実績の証明ができる書類が提出された場合に限り対象とし、取得見込みの場合は、申請できません。なお、複数の申請の場合については、加点の合計の上限を60点とします。

(1) 加点対象とする資格等

- ① 司書の資格又は司書教諭の資格（5点加点）
- ② 臨床心理士の資格（30点加点）
- ③ 特別支援学校教諭受審者は、手話通訳士（厚生労働大臣認定）の資格（15点加点）
- ④ 小学校教諭受審者は、次のア・イのいずれか1つについて申請ができます。ウ・エについてはいずれも申請することができます。
 - ア 中学校教諭の普通免許状（英語）（20点加点）
 - イ 中学校教諭の普通免許状（英語以外）（10点加点）
 - ウ 2年以上のALT（外国語指導助手（英語））の経験者（20点加点）
 - エ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（20点加点）

- ⑤ 中学校教諭受審者は、次のア・イのいずれも申請できます（両方に該当しても可）。
- ア 中学校教諭の普通免許状（1つ以上の他教科）（10点加点）
- イ 小学校教諭の普通免許状（10点加点）
- ⑥ 高等学校教諭受審者は、次のア・イのいずれか1つについて申請できます。
- ア 情報以外の教科の受審者は、高等学校教諭の普通免許状（情報）（20点加点）
- イ 情報の受審者は、高等学校教諭の普通免許状（1つ以上の他教科）（10点加点）
- ※ ア、イでの加点申請者は、情報及び他教科を担当することがあります。
- ⑦ 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状（10点加点）
- ⑧ 英語に関する資格（次表のアからオまでのいずれか1つについて申請ができます。）

対象者	英語に関する検定等		加点
中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校中学部・高等部教諭の英語の受審者	ア	英検1級合格者、TOEFL iBT95点以上取得者又はTOEIC945点以上取得者	20点
	イ	英検準1級合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者	10点
小学校教諭、特別支援学校小学部教諭の受審者	ウ	英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者	20点
	エ	英検2級合格者、TOEFL iBT42点以上取得者又はTOEIC550点以上取得者	10点
上記以外の受審者	オ	英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者	15点

※英検＝（公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定、TOEFL＝国際教育交換協議会が実施するTOEFL（ITPは除く。）

TOEIC＝（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC（IPテストは除く。）

※TOEFL及びTOEICについては、令和4年7月以降の取得に限る。

- ⑨ スポーツの実績（次のアからウまでのいずれか1つについて申請ができます。）
- ア 高等学校卒業以降、オリンピック（又はパラリンピック）、世界選手権（又は世界選手権に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（30点加点）
- イ 高等学校卒業以降、アジア大会（又はアジア大会に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（20点加点）
- ウ 高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞（10点加点）
- ⑩ 中学校教諭の保健体育の受審者は、剣道、柔道及び相撲のうちの1つ以上について3段以上の段位取得者（5点加点）
- ※段位については、柔道は（公財）講道館、剣道は（一財）全日本剣道連盟、相撲は（公財）日本相撲連盟からそれぞれ授与されたものに限りま。
- ⑪ 小学校教諭又は中学校教諭の理科の受審者は、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー：（以下「CST」という。））養成拠点構築プログラムを修了した者（20点加点）
- ⑫ IB（国際バカロレア）教員資格認定者は、次のア・イのいずれか1つについて申請ができます。
- ア IB ACTL（15点加点）
- イ IB CTL（10点加点）
- ⑬ 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの10年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア日系社会ボランティア」として、2年の任期を満了する派遣経験者（15点加点）

(2) 申請に必要な書類等

加点申請する場合は、加点申請書（様式8）とともに、以下に示すそれぞれの資格等の証明に係る証拠書類を出願受付期間内に提出してください。加点申請書及び証拠書類が提出されない場合の加点申請は認められません。

- ※ ①、②、③及び⑩の加点申請は、それぞれの資格証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ④、⑤及び⑥のア・イ、⑦の加点申請は、受審校種・教科を含め、加点申請に係る免許状のコピーを提出してください。
- ※ ④ウの加点申請は、ALT（外国語指導助手（英語））として勤務した期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ④エの加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」又は海外留学歴と期間を証明できる書類、在外教育施設等での勤務実績と期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ⑧の加点申請は、実用英語技能検定の合格証のコピー、TOEFL得点証明書又はTOEIC得点証明書のコピーを提出してください。
- ※ ⑨の加点申請は、本人の実績であることが特定できる証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ⑪の加点申請は、理数系教員（CST）養成拠点構築プログラムの修了証又は認定証のコピーを提出してください。
- ※ ⑫の加点申請は、資格認定証等のコピーを提出してください。
- ※ ⑬の加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」のコピーを提出してください。

12 社会人特例出願

特別免許状制度による出願

(1) 採用予定数

若干名（「1 審査の対象となる校種・職種及び教科等」に記載する一般選考の採用予定数に含まれます。）

(2) 募集する校種・職種及び教科等

高等学校教諭「情報」、「工業（機械）」、「水産（機関）」、「水産（航海）」

(3) 受審資格

昭和39年4月2日以降に生まれた者で、次の①から④までに掲げる校種及び教科の区分に定めるいずれか1つの要件を満たし、かつ、⑤・⑥の要件を全て満たす者

また、この受審資格を満たす者が採用候補者名簿登載者となった場合、登載後に実施される特別免許状授与のための教育職員検定に係る審査会（免許法第5条第4項関係）において合格が適当と認められなかった場合は、採用されません。※注参照

① 高等学校教諭「情報」

下記の情報処理技術者国家資格を保有し、大学等を卒業後、令和6年3月31日現在で、民間企業、大学・研究機関、その他の法人等で情報と関連する勤務経験（ネットワークやデータベース、プログラミングの経験）が通算3年以上ある者

〈情報処理技術者国家資格〉

基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士

② 高等学校教諭「工業（機械）」

高等学校卒業後、令和6年3月31日現在で、工業（機械）と関連する企業等における職務経験が通算3年以上ある者（特に工業（機械（自動車））は以下の者を募集）

工業（機械（自動車））

高等学校を卒業以上の学歴を有し（高卒認定試験合格者を含む。）、自動車整備士2級以上の資格を有する者（令和7年3月31日までに取得見込みの者を含む。）で、令和6年3月31日現在で、整備士等としての職務経験が3年以上ある者

または、高等学校を卒業以上の学歴を有し（高卒認定試験合格者を含む。）、自動車整備士3級の資格を有する者で、令和6年3月31日現在で自動車整備士3級取得後、整備士等としての職務経験が3年以上あり、自動車整備士2級の資格を取得する意思のある者

③ 高等学校教諭「水産（機関）」

大学等を卒業後、令和6年3月31日現在で、水産（機関）に関連する研究施設、民間企業、官公庁（海技士養成機関での職務経験を含む。）において、通算3年以上の水産（機関）に関連する職務経験がある者

または、3級海技士（機関）以上の免状を有し、高等学校卒業後、令和6年3月31日現在で、水産（機関）と関連する船舶等における職務経験（海技士養成機関での職務経験を含めてもよい。また、この期間の免状の有無は問わない。）が通算3年以上ある者

④ 高等学校教諭「水産（航海）」

大学等を卒業後、令和6年3月31日現在で、水産（航海）に関連する研究施設、民間企業、官公庁（海技士養成機関での職務経験を含む。）において、通算3年以上の水産（航海）に関連する職務経験がある者

または、3級海技士（航海）以上の免状を有し、高等学校卒業後、令和6年3月31日現在で、水産（航海）と関連する船舶等における職務経験（海技士養成機関での職務経験を含めてもよい。また、この期間の免状の有無は問わない。）が通算3年以上ある者

①、③、④の「大学等」には、該当する教科に関連する短期大学、専門学校、高等専門学校を含みます。

①から④の職務経験の期間には、6月以上継続して就業した期間が該当し、複数の職務経験がある場合には通算することができます。ただし、国・公立学校及び私立学校の正規の教員（実習助手等を含む。）であった期間、臨時教員（海技士養成機関での職務経験は含まない。）、パート又はアルバイトとして雇用された期間及び休職等の期間を除きます。

⑤ 上記①から④の高等学校教諭の普通免許状（受審する教科等のものに限り、実習に関する免許状を除く。）を有しない者

⑥ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

※注 特別免許状制度

特別免許状制度は、社会人で優れた知識経験や技能を有する者を学校教育に迎え入れ、学校教育の多様化とその活性化を図る観点から設けられた制度で、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。

高知県教育委員会では、教育職員免許法第5条第3項各号のいずれにも該当する者が社会人特例出願によって採用候補者名簿登載者になった場合、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。

この教育職員検定の実施については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）において次のように規定されています。

教育職員免許法第5条第3項

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 1 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 2 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

教育職員免許法第5条第4項

第6項に規定する授与権者は、第2項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

(4) 提出書類

次の書類を出願受付期間内に提出してください。

- ① 職務経験を証明する書類（勤務先、職名、勤務期間が記載された勤務先発行のもの（船員については船員手帳の写しも可））
- ② 社会人経験による免除申請書（様式6）
- ③ 実績調書（社会人経験による免除）（様式7）

※ 必要な書類が出願受付期間内に提出されない場合には、受審できないことがあります。

(5) 選考審査

「4 第1次審査」及び「5 第2次審査」に準じて審査を実施しますが、第1次審査のうち教職・一般教養審査は免除します。

(6) その他

他の選考区分との併願はできません。

NEW 13 名簿登載期間の延長による社会人出願

社会人を対象とした最大3年間名簿登載期間の延長

教員を志願するものの民間企業等で働いており普通免許状を取得する時間的余裕がない方も採用審査を受審できるようにするため、名簿登載後に普通免許状を取得するために最大3年間名簿登載期間を延長することができます。（全校種・全教科対象）

普通免許状を保有しない者で、次の(1)から(2)のいずれにも該当し、出願時に「社会人を対象とした名簿登載期間の延長」を申請した者が採用候補者名簿に登載された場合であって、高知県教育委員会が認めた時は、最大3年間名簿登載期間を延長します。

(1) 出願時に、民間企業、官公庁等で働いている者で、令和6年3月31日までに、通算して2年以上の勤務経験がある者

※勤務経験は、常勤、非常勤（アルバイト、パート）であることを問わない。

経験年数は、1日でも任用のあった月は1月と数えます。

(2) 令和9年度末までに必要な免許状の取得を目指す者

(3) 延長期間終了時に、60歳以下の者

(留意点)

- ① 社会人を対象とした名簿登載期間の延長を希望する者は、出願手続きの際に、「社会人を対象とした名簿登載期間の延長の申請」により延長期間を選択してください。
- ② 採用候補者名簿登載者となった場合には、名簿登載発表後に受審資格に必要な勤務経験を証明できる在職証明書等により、受審資格の最終確認を行います。在職等の確認ができない場合は、採用候補者名簿から削除します。
- ③ 延長期間内に普通免許状を取得できない場合は、採用候補者名簿から削除します。また、名簿登載期間の延長は、有効期間を最大令和9年度末までとして認めるものとし、更新は認めません。
- ④ 延長期間内に予定よりも早く免許を取得し、次年度以降の延長が必要なくなった場合であって、12月末までに申し出たときは、申し出のあった次の年度の採用候補者とする場合がありますので、速やかに教職員・福利課に連絡してください。

14 大学院（教職大学院を含む）修士課程の名簿登載期間延長

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、出願時に「大学院修士課程の名簿登載期間の延長」を申請した者（受審した校種・教科の専修免許状取得見込みの者、又は取得しようとする者に限る。）が採用候補者名簿に登載された場合であって、高知県教育委員会が認めた時は、名簿登載期間を延長します。（全校種・全教科対象）

- (1) 大学院修士課程又は教職大学院（以下「大学院等」という。）の1年次に在籍している者であって、令和8年3月（在籍している大学院等が3年制課程である場合にあっては、令和9年3月）に修了予定の者
- (2) 令和7年4月に大学院等に進学を予定する者
- (3) 専修免許状取得のための学修を行う又は行おうとする者であって、高知県教育委員会が適当と認めるもの

（留意点）

- ① 名簿登載期間の延長を希望する者は、出願手続きの際に、「名簿登載期間延長の申請」により延長期間を選択してください。

※出願期間終了後、名簿登載期間の延長を希望する者は、令和6年7月31日までに教職員・福利課まで電話で連絡するとともに、所定の様式にて申し込んでください。

- ② 大学院等に在籍している者が名簿登載期間を延長する場合は、令和6年度末までに受審する校種・職種の普通免許状を取得していなければなりません。（当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者名簿登載を取り消します。）また、名簿登載期間の延長は、有効期間を令和7年度末（大学院等が3年制課程である場合にあっては、令和8年度末）までとして認めるものとし、更新は認めません。

- ③ 令和7年4月に大学院等に進学を予定する者が、名簿登載期間の延長を希望する場合は、令和6年度末までに受審する校種・職種の普通免許状を取得していなければなりません。（免許状を取得できなかった場合は、採用候補者名簿登載を取り消します。）

名簿登載期間の延長は、有効期間を令和8年度末（大学院等が3年制課程である場合にあっては、令和9年度末）までとして認めるものとし、更新は認めません。ただし、大学院等に進学できなかった場合、名簿登載期間の延長は認めませんが、令和6年12月末までに申し出た者については、令和7年度の採用候補者名簿に登載することがあります。

- ④ 名簿登載期間の延長を認められた者は、学修に専念して大学院等を修了及び受審した校種・教科の専修免許状を取得してください。なお、延長期間内に大学院等を修了することができなくなった場合や専修免許状の取得ができなかった場合であって、延長した期間の最終年度の12月末までに申し出たときは、申し出のあった次の年度の採用候補者としてすることがありますので、速やかに教職員・福利課に連絡してください。

15 大学等推薦特別選考

- (1) 募集する校種及び採用予定数

小学校教諭
中山間地域の小学校教諭・中学校教諭
特別支援学校教諭

（「1 審査の対象となる校種・職種及び教科等」に記載する一般選考の採用予定数に含まれます。）

- (2) 受審資格

高知県教育委員会が指定した大学等の推薦を受けた者で、令和7年3月31日までに卒業見込みの者又は大学院修了見込みの者

- (3) 提出書類、審査の日程及び方法等

別途定める「大学等推薦特別選考実施要項」を参照してください。

- (4) 審査方法

第2次審査で、模擬授業（口頭試問を含む。）及び面接審査を行います。

16 現職・元職教員特別選考

- (1) 募集する校種・職種、教科・部、及び採用予定数

小学校教諭 15名程度
中学校教諭（美術、技術、家庭） 各教科2名程度
（国語、社会、数学、理科、英語） 各教科1名程度
高等学校教諭（情報） 2名程度
特別支援学校教諭「小学部」 8名程度
特別支援学校教諭「中学部・高等部」 5名程度
小学校・中学校養護教諭 1名程度

（「1 審査の対象となる校種・職種及び教科等」の採用予定数には含まれません。）

(2) 受審資格

「2 受審資格」を満たし、次の①・②のいずれかに該当する者

なお、①・②でいう職務歴には、任期の付された教員としての職務歴及び地方公務員法第22条による常勤又は非常勤の講師（期限付講師、時間講師等）としての職務歴は含みません。

① 現に国・公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは養護教諭又は講師（任期を付されていない常勤の者。）である者で、受審する職種の職務歴が令和6年3月31日までに通算3年以上（休職、停職の期間を除く。）ある者

② 過去に国・公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは養護教諭又は講師（任期を付されていない常勤の者。）であった者で、受審する職種の職務歴が令和6年3月31日までに通算3年以上（休職、停職の期間を除く。）ある者
本特別選考は、同年度内に1回のみ受審することができます。

(3) 出願受付期間・提出書類

別途定める「現職・元職教員特別選考実施要項」を参照してください。

(4) 審査方法

(5) の日程で実施する面接審査（口頭試問を含む。）及び応募書類（課題及び実績調書等）により選考します。

(5) 審査の日時及び場所等

○第1回現職・元職教員特別選考

高知会場：令和6年9月7日（土） 高知市内

大阪会場：令和6年9月14日（土） 大阪市内

東京会場：令和6年9月15日（日） 東京都内

○第2回現職・元職教員特別選考

高知会場：令和7年1月11日（土） 高知市内

大阪会場：令和7年1月11日（土） 大阪市内

東京会場：令和7年1月12日（日） 東京都内

※受審票交付の際に審査時間、場所等の詳細をお知らせします。

※第2回については令和6年9月下旬に実施要項をホームページに掲載します。

※第2回では、他の校種についても募集をかける場合があります。

17 障害者特別選考

(1) 募集する校種・職種及び採用予定数

合計4名程度（一般選考の採用予定者数とは別枠とします。）

「1 審査の対象となる校種・職種及び教科等」に記載する校種・教科等で実施します。

(2) 受審資格

「2 受審資格」を満たし、かつ、次の①から③に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている者

① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

③ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 提出書類

① 障害者特別選考申請書（様式1）

障害者特別選考を受審する者のうち、受審に際して配慮を必要とする者には、点字、拡大文字や手話等による受審、車いすや拡大鏡の使用等、障害の状況や程度に応じた対応をします。配慮を必要とする場合は、「2 受審の際の配慮事項」欄に記入してください。なお、車いす等補助具は各自で用意してください。

- ② (2) 受審資格の①から③に掲げる手帳等のうち交付を受けているものの写しを提出するとともに、第1次審査入室完了時刻(9:00)までに、会場本部に原本を持参し、確認を受けてください。

(4) 審査方法

第1次審査及び第2次審査ともに、一般選考と同様に審査を行います。

18 育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査

(1) 選考方法

令和7年度(令和6年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査において、正規教員と育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者(以下、「任期付教員」という。)の名簿登載選考を併せて行います。

(2) 任期及び配置条件

任期付教員は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、任期付教員採用候補者名簿に登載され、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置されます。任期は、原則として、教員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間に応じて設定されますが、期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。なお、名簿登載期間中であっても、臨時教員として配置される場合や、教員の休業取得状況によっては、名簿登載されても採用されない場合があります。

(3) 勤務条件

正規教員と同様の職務に従事し、任期が定められること以外、勤務条件(給与、勤務時間、休暇及び服務等)についても原則として同様の扱いになります。

(4) 応募方法

令和7年度(令和6年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査への出願の際に、希望の有無を入力してください。記載のない場合は希望無しとみなし、候補者名簿への登載対象としません。

※すでに任期付教員として名簿登載されている者は、「希望する」を選択してください。

(5) 任期付教員採用候補者名簿への登載及び結果の通知

任期付教員採用候補者名簿の登載は、原則として、出願時に当該登載を希望した者であって、第2次審査を受審した者のうち第1回の高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されなかった者を対象に選考を行って決定します。

第1回の任期付教員採用候補者名簿の登載発表は、令和6年10月25日(予定)付けで、マイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。なお、任期付教員として第1回で名簿登載された場合であっても、第3回の高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されることがあります。高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されたときは、任期付教員採用候補者名簿への登載は無効となります。

また、校種・教科によっては、令和7年1月17日(予定)付けで第2回の任期付教員採用候補者名簿の登載者を発表する場合があります。この場合も、マイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。

19 選考審査結果の通知及び採用候補者名簿への登載

第1次審査結果	令和6年6月28日(予定)に、教職員・福利課ホームページに合格者の受審番号を掲載します。
採用候補者名簿への登載	第1次審査及び第2次審査の結果をもとに、令和7年度高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載します。 ※名簿登載の有効期間は、令和7年3月31日までとします。 採用候補者名簿への登載の有無は、第2次審査受審者全員(「15 大学等推薦特別選考」受審者を含む。)に、令和6年9月20日(予定)付けで、マイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。 なお、校種・職種及び教科等によっては、令和6年10月25日(予定)に第2回目の名簿登載を行います。この場合、名簿登載者のマイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。 また、年度末の欠員等の状況に応じて、令和7年1月17日(予定)に第3回目の名簿登載を行う場合があります。この場合についても、名簿登載者のマイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。
その他	※「15 大学等推薦特別選考」と「16 現職・元職教員特別選考」については、それぞれ別途定める実施要項で確認してください。

20 給与

令和6年4月1日の初任給は、大学卒業者で224,600円の予定ですが、採用前の職歴、所有免許・資格等に応じて加算される場合があります。また、教職調整額、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、給料の調整額、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

21 選考審査結果の情報提供

受審者は、教職員・福利課への郵送又は口頭により、選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。

- (1) 申出期間 第1次審査の不合格者 … 審査結果を本人に通知した日の翌日から1月間
第2次審査の受審対象者 … 審査結果を本人に通知する文書において別途指定する日から1月間

(2) 申出方法

① 郵送による場合

必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書（教職員・福利課ホームページに様式を掲載）」、受審番号が交付された「受審票」及びあて先を記入した返信用封筒（定形、縦14～23.5cm×横9～12cm）に434円切手（簡易書留相当分）を貼り、これらを同封し、教職員・福利課に郵送してください。

② 口頭による場合

教職員・福利課の窓口で、必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書」及び受審番号が交付された「受審票」を提示のうえ、口頭による開示請求であることを申し出てください。電話による申し出はできません。なお、上記(1)の申出期間中の土日祝日及び第2次審査実施期間中（7月27日、28日）を除き、8時30分から17時15分まで（12時から13時までの時間帯を除く。）受け付けます。

22 その他の留意事項等

- (1) 出願内容及び提出書類等において虚偽の内容や、教員としてふさわしくない事実が判明したときは、採用候補者名簿に登載となった場合でも名簿登載を取り消し、採用しないことがあります。
- (2) 妊娠等により、採用後就職が困難となった場合であって、高知県教育委員会が認めた時は、名簿登載期間を翌年度末まで延長することができますので、教職員・福利課にご相談ください。
- (3) 採用は、原則として令和7年4月1日付けですが、当該校種（職種）の欠員状況等により、第1回採用候補者名簿に登載された者のうち、すでに当該校種（職種）の教員免許状を取得済みの者は、それ以前に採用される場合があります。
- (4) 令和7年度高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出することが必要です。健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、指定する日までに健康診断書が提出されない場合は、採用候補者名簿に登載された者であっても、採用されないことがあります。
- (5) 過去3年間に実施した採用審査の教職・一般教養問題及び専門教養問題は、次において閲覧できます。
・教職員・福利課ホームページ：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310601/>
- | | | |
|-------------|-----------------------------|------------------|
| ・高知県庁本庁舎県民室 | 高知市丸ノ内1-2-20 | TEL 088-823-9506 |
| ・本部教科研究センター | 高知市大津乙181 高知県教育センター2階 | TEL 088-866-3903 |
| ・東部教科研究センター | 安芸市矢ノ丸1-4-36 高知県安芸総合庁舎4階 | TEL 0887-34-8051 |
| ・中部教科研究センター | 吾川郡いの町枝川2410-7 高知県中部教育事務所1階 | TEL 088-893-6597 |
| ・西部教科研究センター | 四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎3階 | TEL 0880-35-6251 |
- (6) この募集要項による選考審査で、採用候補者が確保できない校種・職種、教科及び部が生じた場合は、特別選考を実施する場合があります。
- (7) 出願内容及び提出書類等に入力・記載された個人情報、教員採用審査に係る問い合わせ及び令和6・7年度高知県公立学校臨時教員採用の意向確認に使用することがあります。
- (8) 令和7年度高知県公立学校臨時教員募集要項は、令和6年10月ごろ配布予定です。

NEW

高知県の求める教員像 高知県はこんな先生を求めています。

高知県の教育が「目指す人間像（基本理念）」は、以下の3つです。

- ◆ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人
- ◆ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人
- ◆ 多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人

これら「目指す人間像」の実現に向け、子どもたちの教育に直接携わる教員の資質・能力の向上を図ることが大切です。そして、将来の予測が困難で変化の激しい時代の中、また社会の多様性が進む中、高知県では次のような人を求めています。

- 1 教育の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感があり、自律的に学ぶ姿勢を持ち、生涯にわたって資質・能力を高めていける人
- 2 教育の専門家として、教科指導力、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力などのある人
- 3 豊かな人間性や社会性、常識と教養、対人関係能力などを備え、組織の一員としての自覚を持ち、多様性や包摂性を尊重し、協働できる人
- 4 教員としてのセルフマネジメント力のある人





【申込先・問い合わせ先】

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎2階)

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL: 088-821-4903

教職員・福利課採用担当メールアドレス saiyo@ken.pref.kochi.lg.jp

教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310601/>

教員採用審査出願サイト https://secure.bsmt.biz/pref_kochi_kyoiuku/u/job.php?job_pages_code=1